

●香川県警察本部告示第5号

香川県警察公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

香川県警察本部長 岡 部 正 勝

香川県警察公印規程の一部を改正する規程

香川県警察公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～9の2 略				1～9の2 略			
10	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	略		10	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	略	
(1) 略				(1) 略			
(2) <u>銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第15号）</u>				(2) <u>銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第15号）</u>			
				第35条第1項			
				<u>銃砲又は刀剣類の登録を希望する発見届出者への証明書の交付</u>			
				<u>教育委員会へ銃砲又は刀剣類の登録を希望する者の通知</u>			
				<u>古式銃砲・刀剣類発見届出済証（別記様式第22号）</u>			
				<u>古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書（別記様式第22号）</u>			
11～27 略				11～27 略			
別表第4（第2条関係）				別表第4（第2条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～15の2 略				1～15の2 略			
16	拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年	略		16	拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年	略	

香川県条例第37号)				香川県条例第37号)	
17 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第15号）	第35条第1項	銃砲又は刀剣類の登録を希望する発見届出者への証明書 _{の交付}	古式銃砲・刀剣類発見届出済証（別記様式第22号）		

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。